

# 第4編 原子力災害対策編



## 目 次

第1章	総 則	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第1	下郷町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
第2	下郷町地域防災計画との関係	1
第3節	計画の周知徹底	1
第4節	計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	1
第5節	計画の基礎とするべき災害の想定	2
第1	原子力発電所の原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態	2
第2	過酷事故等により想定される原子力災害の影響	2
第6節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	3
第7節	関係機関による応援協力	3
第8節	原子力防災体制等の整備	3
第2章	原子力災害事前対策	4
第1節	基本方針	4
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	4
第3節	情報の収集・連絡体制等の整備	4
第1	情報の収集・連絡体制の整備（町民課）	4
第2	情報の分析整理（町民課）	5
第3	通信手段・経路の多様化（町民課・総務課）	5
第4節	緊急事態応急体制の整備	6
第1	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備（町民課）	6
第2	災害対策本部体制等の整備（町民課）	7
第3	長期化に備えた動員体制の整備（町民課）	7
第4	防災関係機関相互の連携体制（町民課）	7
第5	自衛隊との連携体制（町民課）	7
第6	応援要請等に基づく受け入れ体制（町民課）	7
第7	モニタリング体制等（町民課）	8
第8	複合災害に備えた体制の整備（町民課）	8
第9	人材及び防災資機材の確保等に係る連携（町民課）	8
第5節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	8
第1	情報項目の整備（町民課）	8
第2	情報伝達手段の整備（町民課）	8
第3	住民相談窓口の設置等（町民課）	9
第4	要配慮者等への情報伝達体制の整備（健康福祉課）	9
第5	多様なメディアの活用体制の整備（総務課）	9
第6節	避難収容活動体制の整備	9

第1	避難（屋内退避）計画の作成（町民課）	9
第2	学校等施設における避難（屋内退避）計画の整備（教育委員会・健康福祉課）	9
第3	不特定多数の者が利用する施設に係る避難（屋内退避）計画の整備	10
第4	住民等の避難状況の確認体制の整備（町民課）	10
第5	町外からの避難受入れ体制の整備（町民課）	10
<b>第7節</b>	<b>緊急輸送活動体制の整備</b>	<b>10</b>
第1	専門家の移送体制の整備（建設課）	10
第2	緊急輸送路の確保体制等の整備（建設課）	10
<b>第8節</b>	<b>救助・救急、医療、医療体制等の整備（町民課・健康福祉課）</b>	<b>10</b>
<b>第9節</b>	<b>物資の調達、供給活動（町民課）</b>	<b>11</b>
<b>第10節</b>	<b>原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発（町民課）</b>	<b>11</b>
<b>第11節</b>	<b>防災業務関係者の人材育成</b>	<b>12</b>
<b>第12節</b>	<b>防災訓練への参加</b>	<b>12</b>
<b>第3章</b>	<b>緊急事態応急対策</b>	<b>13</b>
<b>第1節</b>	<b>基本方針</b>	<b>13</b>
<b>第2節</b>	<b>情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</b>	<b>13</b>
第1	特定事象等発生情報等の連絡（本部班）	13
第2	応急対策活動情報の連絡（本部班）	13
第3	一般回線が使用できない場合の対処（本部班）	13
第4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動（本部班）	13
<b>第3節</b>	<b>活動体制の確立</b>	<b>14</b>
第1	町の活動体制（全班）	14
第2	専門家の派遣要請（災害対策本部）	16
第3	応援要請及び職員の派遣要請等（災害対策本部）	16
第4	自衛隊の派遣要請等（災害対策本部）	16
第5	原子力被災者生活支援チームとの連携（本部班）	16
第6	防災業務関係者の安全確保（災害対策本部）	16
<b>第4節</b>	<b>住民等への的確な情報伝達活動</b>	<b>17</b>
第1	住民等への情報伝達活動（総務班）	17
第2	住民等からの問い合わせに対する対応（町民班）	18
第3	広報及び指示伝達（総務班）	18
<b>第5節</b>	<b>屋内退避等の防護活動</b>	<b>19</b>
第1	屋内退避等の防護活動の実施（本部班）	19
第2	要配慮者等への配慮（福祉班）	19
第3	学校等施設における屋内退避措置（学校教育班）	19
第4	不特定多数の者が利用する施設における屋内退避措置（本部班）	20
第5	他市町村からの避難者の受け入れ（本部班）	20
第6	飲食物の摂取制限等（保健保育班・運送調達班）	20

第6節	救助・救急、消火及び医療活動	20
第1	医療措置（保健保育班）	20
第7節	自発的支援の受入れ等	21
第1	ボランティアの受入れ（福祉介護班）	21
第2	国民等からの義援物資、義援金の受入れ（出納班）	21
第4章	原子力災害中長期対策	22
第1節	基本方針	22
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	22
第3節	放射性物質による環境汚染への対処	22
第4節	各種制限措置の解除	22
第5節	災害地域住民に係る記録等の作成	22
第1	災害地域住民の記録（全班）	22
第2	災害対策措置状況の記録（全班）	22
第6節	被災者等の生活再建等の支援	22
第7節	風評被害等の影響の軽減	23
第8節	心身の健康相談体制の整備	23



---

## 第1章 総則

---

### 第1節 計画の目的

---

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害が発生した際、下郷町及び防災関係機関がとるべき必要な対策について定め、原子力防災事務又は業務の遂行によって町民等の安全・安心を確保することを目的とする。

---

### 第2節 計画の性格

---

#### 第1 下郷町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、下郷町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画、原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）を参考に作成したものである。  
なお、国、福島県の指針や計画の見直しを踏まえ、随時、見直しを行う。

#### 第2 下郷町地域防災計画との関係

この計画は、「下郷町地域防災計画」の「第4編原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「下郷町地域防災計画（一般災害対策編、地震災害対策編、事故対策編）」に拠る。

---

### 第3節 計画の周知徹底

---

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図る。また、本町の各部署においては、この計画の習熟に努め、原子力災害対策に万全を期す。

---

### 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

---

下郷町地域防災計画（第4編原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和元年7月3日一部改正）を遵守する。

---

## 第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態等は、過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

### 第1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子力発電所の原子炉施設においては、多重の物理的防護壁により施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。したがって、過酷事故等の際に大気へ放出され、広域に周辺環境へ影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素及び気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）であることが想定される。

これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

### 第2 過酷事故等により想定される原子力災害の影響

原子力発電所における過酷事故等による原子力災害は、人体に対しては原子炉施設から放出される放射性物質及び原子炉施設内の放射性物質から放出される放射線による被ばくによるものであり、適切な措置により被ばくの低減化を図り、被害の拡大を防止する必要がある。

#### 1 放射性物質及び放射線による被ばく

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

##### (1) 外部被ばく

外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子力発電所の原子炉施設から放出される放射性プルームからのガンマ線によって生じる。

##### (2) 内部被ばく

内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込んだ放射性物質が生体の各所に沈着し、体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。

#### 2 被ばくの低減化措置

- (1) 放射性プルーム及び地表に沈着した放射性物質による外部被ばく線量は、その放射性物質の濃度、放射線のエネルギー及び放射性プルームによる影響の継続時間に比例するため、気密性の高い場所への移動、放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び卓越した風向等を考慮し、放出源の風下軸から遠ざかることが有効である。
- (2) 飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、すみやかに飲食物中の放射性物質の濃度を定量することによって、摂取制限等の対策を講じることができる。

## 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）では、「原子力災害対策指針」に基づく「原子力災害対策重点区域」の範囲を、以下のとおり設定している。

本町は、原子力発電所からおおむね90～120km程度離れていることから、「原子力災害対策重点区域の範囲」には含まれないが、県計画に準拠し、本計画において、町民等への情報提供、重点区域内の市町村からの避難者の受入など原子力災害発生時に必要となる事項を定めるものとする。

### 福島県地域防災計画における原子力災害対策重点区域の設定範囲

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策 重点区域	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	—	原子力施設から概ね半径5kmを目安に設定
	緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）：概ね半径30km	

（PAZ：Precautionary Action Zone、UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

## 第7節 関係機関による応援協力

国の対策と併せて、県や近隣市町村及び関係市町と連携して災害応急対策活動にあたり、防災関係機関等相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図る。

## 第8節 原子力防災体制等の整備

下郷町防災会議が、原子力防災対策の整備推進及び緊急時における効果的な応急対策の実施に関して学識経験者など専門家から助言を得るものとする。

## 第2章 原子力災害事前対策

### 第1節 基本方針

原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定める。

### 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 1 町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めること、あわせて事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）について、協定の締結等を図る。
- 2 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 町は、指定緊急避難場所、指定避難所の整備、防災資機材の備蓄等、防災に関する諸活動を推進する。

### 第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備することや原子力事業者との連携についても検討する。

#### 第1 情報の収集・連絡体制の整備（町民課）

##### 1 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、情報通信のための県総合情報通信ネットワークの強化を図る。

##### 2 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

##### 3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定する。

##### 4 非常通信協議会との連携

町は、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保を図る。

##### 5 移動通信系の活用体制

町は、移動通信系の活用体制の整備を図る。

##### 6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

町は、意見聴取・連絡調整等のための仕組みの構築を図る。

## 第2 情報の分析整理 (町民課)

### 1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、人材の育成・確保及び専門家の意見の活用などの必要な体制の整備を図る。

### 2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化を推進する。

### 3 防災対策上必要とされる資料

町は、原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する以下の項目に関する資料等を適切に備えつけるとともに、これらを確実に管理する。

- (1) 原子力施設に関する資料
- (2) 社会環境に関する資料
- (3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- (4) 防災対策に活用する施設、設備、資機材等
- (5) 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
- (6) 避難に関する資料
- (7) 防災対策の実施に関する資料

## 第3 通信手段・経路の多様化 (町民課・総務課)

### 1 回線網の整備

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

### 2 通信手段・経路の多様化

#### (1) 防災行政無線の整備

町防災行政無線については、同報系の設置を推進する。なお、この場合、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努める。

#### (2) 災害に強い伝送路の構築

町は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

#### (3) 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を努める。

#### (4) 災害時優先電話等の活用

町は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

#### (5) 通信輻輳の防止

町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。

(6) 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、既存の非常用電源設備の維持・管理等に努める。

(7) 保守点検の実施

町は、通信設備、非常電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

## 第4節 緊急事態応急体制の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

### 第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備（町民課）

#### 1 警戒態勢をとるために必要な体制

町は、緊急事態区分に該当する事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

#### 2 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

町は、緊急事態区分に該当する事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

#### 3 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに町の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておく。

### 緊急事態区分の説明

区分	対象事象	概要
情報収集 事態	発電所所在町における震度5弱又は5強の地震が発生した段階	原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある状態
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる故障等）が発生した段階	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態
施設敷地 緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態

全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態
--------	---------------------------------------	---

## 第2 災害対策本部体制等の整備（町民課）

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておく。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

## 第3 長期化に備えた動員体制の整備（町民課）

町は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

## 第4 防災関係機関相互の連携体制（町民課）

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

## 第5 自衛隊との連携体制（町民課）

町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行って置く。

## 第6 応援要請等に基づく受け入れ体制（町民課）

### 1 広域的な応援協力体制の拡充・強化

町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、自治体間の相互応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整え

る。

また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

## 2 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

町は、消防の応援について県内外の近隣自治体及び県内全自治体による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

## 第7 モニタリング体制等（町民課）

町は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリングへの要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

## 第8 複合災害に備えた体制の整備（町民課）

町は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要因・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

## 第9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携（町民課）

町は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

---

# 第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

---

## 第1 情報項目の整備（町民課）

町は、国及び県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて町民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。また、町民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

## 第2 情報伝達手段の整備（町民課）

町は、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、町防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

### 第3 住民相談窓口の設置等（町民課）

町は、国、県と連携し、町民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

### 第4 要配慮者等への情報伝達体制の整備（健康福祉課）

町は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、町民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

### 第5 多様なメディアの活用体制の整備（総務課）

町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティー放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

---

## 第6節 避難収容活動体制の整備

---

### 第1 避難（屋内退避）計画の作成（町民課）

町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避のための計画を作成する。その際、基本的考え方は原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に係る考え方に準ずる。

#### 1 町の講じておく措置

町は、屋内退避等を実施する場合において、町民等が心理的な動揺と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておき、これを基に屋内退避等に係る計画を定めておく。

(1) 防災対策に係る行政区画（行政区）ごとに把握し、又は定めておく事項

- ア 人口
- イ 地区の連絡責任者
- ウ コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、受入れ可能人員数）
- エ その他必要な事項

### 第2 学校等施設における避難（屋内退避）計画の整備（教育委員会・健康福祉課）

学校等施設の管理者は、町及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、屋内退避場所、誘導責任者、誘導方法等についての避難（屋内退避）計画を作成する。

また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める

よう促す。

### 第3 不特定多数の者が利用する施設に係る避難（屋内退避）計画の整備

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、町、県及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

### 第4 住民等の避難状況の確認体制の整備（町民課）

町は、屋内退避の指示等を行った場合において、町有施設における住民等の収容状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

### 第5 町外からの避難受入れ体制の整備（町民課）

- 1 県が作成している「福島県原子力災害広域避難計画 第四版（平成28年12月15日）」では、UPZである概ね30km圏内の13市町村の圏外への避難先の割振りを定めており、町はいわき市から約1,000人の避難者を受入れることとしている。町は、平時よりいわき市と受入れに関する体制や手続きについて協議を行い、基本的事項については避難支援計画、協定等で定めておく。なお、受入れ対象市町村について県計画が見直された際には、県計画の記述を優先する。
- 2 受入れ施設の選定については、町有施設を対象に、その管理者の同意を得て他自治体からの避難者のための避難所等として選定する。

---

## 第7節 緊急輸送活動体制の整備

---

### 第1 専門家の移送体制の整備（建設課）

町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

### 第2 緊急輸送路の確保体制等の整備（建設課）

緊急輸送路の確保体制等の整備については、第1編一般災害対策編 第2章 第8節「緊急輸送路等の指定」に準ずる。

---

## 第8節 救助・救急、医療、医療体制等の整備（町民課・健康福祉課）

---

- 1 町は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。
- 2 町は、県が行う緊急時における町民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。
- 3 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業

者と相互に緊密な情報交換を行う。

---

## 第9節 物資の調達、供給活動（町民課）

---

- 1 町は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の幹線道路の途絶等、地域の地理的条件による孤立等を考慮し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。
- 2 町は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

---

## 第10節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発（町民課）

---

- 1 町は、国、県及び原子力事業者と協力して、町民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。
  - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
  - (2) 原子力発電所の概要に関すること
  - (3) 原子力災害とその特性に関すること
  - (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
  - (5) 緊急時に、町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
  - (6) コンクリート屋内退避所、指定避難所に関すること
  - (7) 要配慮者への支援に関すること
  - (8) 緊急時にとるべき行動に関すること
  - (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること
- 2 町は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施し、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- 3 町が行う防災知識の普及と啓発に際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等多様な視点へ十分に配慮するよう努める。
- 4 町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、町民等へ周知する。
- 5 町は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

## 第11節 防災業務関係者の人材育成

### 1 他機関の行う研修の活用

町は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

### 2 研修の実施

町は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- (7) 緊急時に町、県及び国等が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- (10) その他緊急時対応に関すること

## 第12節 防災訓練への参加

町は、国県等が実施する訓練へ参加するにあたり、原子力規制委員会、事業者等が作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上実習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につなげる。

## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1節 基本方針

本章は、緊急事態区分に応じた対応及び原災法第15条に基づき原子力緊急事態応急対策を中心に示したものである。これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

### 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

#### 第1 特定事象等発生情報等の連絡（本部班）

原子力発電所において特定事象等が発生した場合、町は、県（危機管理総室）を通じ、発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び緊急時モニタリング情報等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により連絡を受ける。また、重要な指示等については、電話等でその着信を確認する。

#### 第2 応急対策活動情報の連絡（本部班）

- 1 原子力事業者は、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、所在自治体の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に対し、施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。町は、県、関係市町村、原子力事業者への問い合わせを行う場合、簡潔、明瞭に行うよう努め、緊急時対応の支障とならないよう配慮する。
- 2 町は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）や県から情報を得る。
- 3 町は、指定地方公共機関との間において、県及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。
- 4 町及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。
- 5 町は、国の現地事故対策連絡会議との連絡を密にする。

#### 第3 一般回線が使用できない場合の対処（本部班）

地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

#### 第4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動（本部班）

町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行う。  
また、県や対策拠点施設に派遣した職員を通じて屋内退避、飲食物の摂取制限等各種防護対策

に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

---

## 第3節 活動体制の確立

---

### 第1 町の活動体制（全班）

#### 1 事故対策のための警戒態勢

##### (1) 災害策本部設置前の体制

町は、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、速やかに担当職員の参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力機関と緊密な連携を図る。

##### (2) 情報の収集

町は、情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、国、県との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

##### (3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣する。

##### (4) 国等との情報の共有等

町は、派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

##### (5) 警戒態勢の解除

町長は、原子力災害の危険が解消し、又は災害応急対策が完了したと認めたときは、警戒態勢を解除する。

#### 2 災害対策本部の設置等

(1) 町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準による。

① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

#### 3 災害対策本部等の組織及び配備体制等

原子力災害発生時における職員の配備基準は以下のとおりとし、その他災害対策本部に係る事項については「第1編 一般災害対策編」に準ずる。

原子力災害に係る動員配備基準

配備体制		緊急事態区分	配備時期
事前配備	情報連絡のため、町民課生活安全係の少数の人員をもって当たる体制とする。 【生活安全係体制】	情報収集事態	(1) 県内の原子力発電所所在町において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき (2) 原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡が県にあったとき (3) その他町民課長が必要と認めたとき
警戒配備	町民課の所要人数で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 【町民課体制】	警戒事態	(1) 県内の原子力発電所所在町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または発電所所在町沿岸を含む津波予報区に大津波警報が発令されたとき (2) 原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡が県にあったとき (3) 原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡が県にあったとき (4) その他町民課長が必要と認めたとき
特別警戒配備	関係各課の所要人員で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。 【町民課全員、関係課体制】	施設敷地緊急事態	(1) 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報が県にあったとき (2) 原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき (3) 県が設置するモニタリングポスト等により、特定事象発生 of 通報を行うべき数値(5 μSv/h)を検出し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき (4) その他町長が必要と認めたとき
非常配備体制	応急対策を円滑に実施するに当たり、必要と認められる体制とし、激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて、応急対策に当たる体制とする。	全面緊急事態	(1) 原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡が県にあったとき (2) 内閣総理大臣が福島県に係る「原子力緊急事態宣言」を発出したとき (3) その他町長が必要と認めたとき

## 第2 専門家の派遣要請（災害対策本部）

町は、特定事象発生 of 通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

## 第3 応援要請及び職員の派遣要請等（災害対策本部）

### 1 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された相互応援協定等に基づき、他自治体等に対し速やかに応援要請を行う。

### 2 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認められるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

## 第4 自衛隊の派遣要請等（災害対策本部）

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

## 第5 原子力被災者生活支援チームとの連携（本部班）

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

町は、初期対応段階における町外からの避難者の避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チーム及び避難元の自治体と連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査、環境モニタリング等を推進する。

## 第6 防災業務関係者の安全確保（災害対策本部）

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

### 1 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

## 2 防護対策

- (1) 災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
- (2) 町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

## 3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- (2) 町は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行う。
- (3) 町の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- (4) 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- (5) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

---

## 第4節 住民等への的確な情報伝達活動

---

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、町民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報を迅速に伝達することが重要である。また、町民等からの問合せ、要望、意見などが数多く寄せられることが想定されるため、これらに適切に対応するための体制を確立する。

### 第1 住民等への情報伝達活動（総務班）

#### 1 迅速・的確な情報提供

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における町民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、町民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。

#### 2 例文の準備、情報の一元化

町は、町民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、わかりやすい表現による例文を用いるなどの対応を行う。

#### 3 情報提供の定期性等

町は、利用可能なさまざまな情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるとともに、活動に空白時間が生じないように、定期的な情報提供に努める。

#### 4 適切な情報の提供

町は、町民等のニーズを十分把握し、以下に掲げる事項について、町民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、要配慮者等、一時滞在者、町外からの避難者等に配慮した伝達を行う。

- (1) 事故の概要
- (2) 原子力発電所における対策状況

- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) モニタリングの結果及び国による放射能影響予測等
- (5) 町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
- (6) 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
- (7) 住民等のとるべき措置及び注意事項
- (8) 交通規制、避難経路及び避難所
- (9) その他必要と認める事項

## 5 内容の確認

町は、町民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村と相互に連絡をとりあう。

## 6 様々な情報伝達手段の活用

町は、情報伝達にあたって、防災行政無線（同報系）、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

## 7 住民等への周知

町は、避難状況の確実な把握に向けて、町外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、町民等へ周知する。

## 第2 住民等からの問い合わせに対する対応（町民班）

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに町民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、町民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

## 第3 広報及び指示伝達（総務班）

### 1 住民等への広報

町長は、あらかじめ定めるところにより町民等に対して次の事項について広報を行う。

- (1) 災害の現況及び今後の予測
- (2) 関係市町村及び県並びに国、防災機関の対策状況
- (3) 住民のとるべき措置及び注意事項
- (4) その他必要と認める事項

### 2 情報の指示・伝達

町は、町民等に対し、防災行政無線、広報車、立て看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行う。

なお、要員及び機材が不足する場合は、知事に対し応援を要請する。

## 第5節 屋内退避等の防護活動

### 第1 屋内退避等の防護活動の実施（本部班）

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避等の防護活動を実施する。なお、単独災害の場合は、原則自宅等における屋内退避とし、複合災害の場合は、一般災害対策編及び地震災害対策編等に準ずる。

#### 1 屋内退避等の連絡、確認等

- (1) 町は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、UPZに準じて、予防的防護措置（屋内退避）の準備を行う。
- (2) 町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、UPZに準じて、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
- (3) 町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から屋内退避等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針に基づいたOIL（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）の値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、町民等に対する屋内退避の指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。
- (4) 屋内退避は、原則として住民等が自宅等にとどまるものであり、町は、屋内退避を決定したときは、町民等に屋外に出ないよう指示する。また、屋外にいる町民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示する。
- (5) 地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所等において、屋内退避を実施する。
- (6) 町は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、町独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、町と国は緊密な連携を行う。

### 第2 要配慮者等への配慮（福祉班）

- 1 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、屋内退避の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、入院患者、外来患者、見舞客等の安全を確保するものとする。
- 2 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、屋内退避の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた計画等に基づき、職員の指示のもと、入所者又は利用者の安全を確保するものとする。

### 第3 学校等施設における屋内退避措置（学校教育班）

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、屋内退避の指示等があった場合、施設管理者は、あらかじめ定めた計画等に基づき、教職員引率のもと、生徒等の安全を確保するものとする。また、生徒等を屋内退避させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を

保護者へ引き渡した場合は、県又は町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

#### 第4 不特定多数の者が利用する施設における屋内退避措置（本部班）

病院、その他の不特定多数の者が利用する施設において、施設管理者は、原子力災害が発生し屋内退避の指示等があった場合は、あらかじめ定めた計画等に基づき、施設利用者の安全を確保するものとする。

#### 第5 他市町村からの避難者の受け入れ（本部班）

- 1 県内に原子力災害による避難指示が出された場合、避難指示が出された地域の住民はあらかじめ定められた避難先市町村へ避難する計画となっている。町を避難先とする避難元自治体から避難の要請があった場合、町は事前に定められた計画、協定に従い、避難者を受け入れる。
- 2 町は、避難者の受入れを決定した場合、避難元自治体に避難者の対象人数、世帯数などを確認のうえ、必要に応じて避難中継所を開設する。避難中継所は、町内における避難者の混乱を避けるための一時集合場所であり、避難施設の情報等を集約し、避難住民に提供すること等を目的として設置する。
- 3 町は、避難所を開設し避難者を受け入れる。なお、避難所開設時に使用期限を原則として定めることとするが、災害の状況や避難者の人数等により必要に応じて延長もしくは他の施設へ移動することについて、県及び避難元自治体と協議する。
- 4 町は、避難初期の段階については避難所の運営を主体的に担うが、避難元自治体の体制が整い次第、避難所の運営を避難元自治体に引き継ぐ。
- 5 避難者が使用する飲食物や生活必需品については、避難元自治体が用意することを原則とするが、不足する場合には可能な範囲で緊急的に町の備蓄物資を供給する。
- 6 供給する物品が不足し、調達が必要な場合は、避難元自治体を通じ、協定締結事業者、県や国（物資関係省庁）、あるいは原子力災害対策本部等に物資の調達等の支援を要請する。

#### 第6 飲食物の摂取制限等（保健保育班・運送調達班）

- 1 町は、町民等に対する屋内退避指示の連絡等、必要な緊急事態応急対策を実施する場合、対策実施の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施する。
- 2 町は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- 3 町は、原子力災害対策指針に基づいたO I L（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）の値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施する。

---

## 第6節 救助・救急、消火及び医療活動

---

#### 第1 医療措置（保健保育班）

町は、県が行う緊急時における、被災地域からの避難者及び町民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

---

## 第7節 自発的支援の受入れ等

---

### 第1 ボランティアの受入れ（福祉介護班）

町は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

ボランティアの受入れに際して、放射線防御を要する状況を踏まえ、高齢者等の介護や通訳等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、女性ボランティアの活動中の安全が確保されるように配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

### 第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ（出納班）

#### 1 義援物資の受入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

#### 2 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

---

## 第4章 原子力災害中長期対策

---

### 第1節 基本方針

---

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

---

### 第2節 緊急事態解除宣言後の対応

---

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や町外から避難した被災者の生活支援を実施する。

---

### 第3節 放射性物質による環境汚染への対処

---

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

---

### 第4節 各種制限措置の解除

---

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

---

### 第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

---

#### 第1 災害地域住民の記録（全班）

町は、屋内退避の措置をとった町民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

#### 第2 災害対策措置状況の記録（全班）

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

---

### 第6節 被災者等の生活再建等の支援

---

町は、町外から避難した被災者に対しても、避難元の地方公共団体と協力することにより、必要

な情報や生活再建のための支援・サービスを提供する。

---

## 第7節 風評被害等の影響の軽減

---

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

---

## 第8節 心身の健康相談体制の整備

---

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、町外から避難した被災者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。